

農地法第3条許可申請 必要書類チェックリスト

番号	確認欄	必要書類	備考
1	☐	農地法第3条許可申請書	※必須書類
2	☐	※令和7年10月1日より不要となりました 全部事項証明書 (登記簿謄本)	※必須書類 出水法務局で、申請される農地の全部事項証明書を請求してください。
3	☐	営農計画書	初めて農業を行う場合や阿久根市外に住所を有する場合は、申請者（譲受人、借人）の営農計画書が必要です。
4	☐	耕作証明書	申請者（譲受人、借人）が阿久根市外に住所を有する場合は、住所地の農業委員会で耕作証明書を提出してください。
5	☐	住民票謄本	申請者（譲受人、借人）が阿久根市外に住所を有する場合は、住所地の役所・役場で住民票謄本を請求してください。
6	☐	住民票あるいは戸籍の附票	全部事項証明書に記載してある所有者の住所が現住所と異なる場合には、全部事項証明書に記載してある住所から現住所に異動したことが確認できる住民票か戸籍の附票が必要です。
7	☐	戸籍・同意書・相続系譜図	全部事項証明書に記載してある所有者が死亡されていて、貸借される場合は、相続人全員が確認できる戸籍（所有者の出生から死亡までの一連の戸籍）及び相続系譜図、相続人全員の同意書が必要です。
8	☐	委任状	代理人申請の場合必要です（書式は任意）。